

令和4年度市民税・県民税申告書の書き方

令和4年度市民税・県民税申告書については、下記の事項をご確認のうえ、提出してください。

申告の必要な方

令和4年1月1日現在、津市内に居住していた方（令和4年1月2日以降に津市外に転出された方も含みます。）で、令和3年中（1月～12月）の所得が次に該当する方です。

1. 営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった方	所得金額の計算に必要な収支内訳書、源泉徴収票等を添付してください。
2. 給与所得の他に各種の所得（不動産、配当、雑所得、農業等）のあった方 〔給与所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	
3. 公的年金等にかかる雑所得の他に各種の所得（不動産、配当、雑所得、農業等）のあった方 〔公的年金等の収入金額が400万円以下かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	
4. 2か所以上から給与の支払いを受けている方 〔年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を添付してください。
5. 給与所得のみで、勤務先から津市に給与支払報告書が提出されていない方	
6. 給与所得のみで、令和3年中で退職し、再就職していない方	
7. 公的年金等による雑所得のみの方であっても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする方	申告書1枚目裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月別の収入金額を記入してください。
8. 日給による給与収入で所得税を源泉徴収されていない方 （源泉徴収票を交付されていない方）	
9. 収入はなかったが、国民健康保険の加入世帯および各種福祉関係の補助制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居の申請等をされる方や非課税証明書、所得証明書が必要な方	

申告をしなくてもよい方

- 令和3年分の所得税の確定申告をした方
- 令和3年中の所得が給与所得のみで、勤務先から津市に給与支払報告書が提出されている方
- 令和3年中の所得が公的年金収入のみで、その収入金額（支払金額）の合計が下記の金額以下の方
・昭和32年1月1日以前生まれ（65歳以上）で155万円以下
・昭和32年1月2日以降生まれ（65歳未満）で105万円以下
- 令和3年中の収入がなかった方で、上記「申告の必要な方9.」の各申請等や非課税証明書、所得証明書が不要な方

申告期間

令和4年2月16日（水）～令和4年3月15日（火）まで（ただし、土曜日および日曜日・祝日は除く。）

申告書の提出先

市役所新館7階大会議室（会場受付時間 9:00～16:00）

〈郵送の場合〉 〒520-8575 津市御陵町3番1号 津市役所市民税課 宛

〈電子送信の場合〉 津市ホームページ

市民税・県民税 申告書作成・税額試算・電子送信（自宅申告）について
(<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/densi/28295.html>)
をご確認ください。

申告に必要なもの

- ①令和4年度市民税・県民税申告書 ②源泉徴収票または給与支払者の支払証明書 ③医療費控除の明細書、生命保険料など各種控除証明書など ④営業等所得、農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書（収支内訳書用紙は市民税課および支所にあります。） ⑤申告者のマイナンバー（個人番号）のわかるものおよび本人確認書類 ⑥扶養親族のマイナンバーのわかるもの
⑤、⑥については、郵送での申告の場合、写しを添付してください。

お問い合わせ先

☎077-528-2721・2722（直通）

※この申告書の書き方は令和4年1月1日現在の法律に基づいています。なお、税法改正等により変更になる場合があります。

※郵送される方は、申告書の2枚目（控え用）を保管していただき、1枚目のみ（事業所得のある方は収支内訳書を同封）を郵送してください。

なお、申告書の控えに市民税課受付印の必要な方は返信用封筒（返信先を記入のうえ、84円切手を貼ってください）を同封いただければ、受付印を押印し返送いたします。

※申告書の1枚目裏面の「事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、西部県税事務所（☎077-522-4331）までお願いします。

【お願い】例年、申告受付会場で長時間お待ちいただいています。待ち時間短縮のため、前年度の申告書の写し等を参考に、前もってご自身で作成いただき、会場へお持ちいただきますようご協力をお願いします。ご自身での作成が難しい場合は、台紙に添付資料を貼り付け、各種金額の合計額を計算してお持ちください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止について】

- 申告会場へお越しいただく際は、マスクの着用および筆記用具、電卓、のり等の持参をお願いします。
- 発熱や咳などの風邪のような症状がある場合は、申告会場への入場をお断りします。（入り口での検温を実施します。）
- 申告会場入場者全員の氏名・連絡先を記入していただきます。

(宛先) 大津市長
令和 年 月 日提出

住所	大津市 御陵町3番1号														
フリガナ	オオツ タロウ					電話番号	077-523-1234								
氏名	大津 太郎					個人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9
生年月日	明・大(昭)平・令 32年6月3日					職業	会社員(兼農業)								

申告書は 2 部複写になっていますが、1 部目裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

[本人確認書類] ☐マイナンバーカード ☐運転免許証 ☐保険証 ☐その他 ()

⑬	社会保険の種類		支払った保険料	
社会保険料控除	国保・介護・後期・その他		136,360 円	
	国保・介護・後期・その他		175,170 円	
	国保・介護・後期・その他			
	合 計		311,530 円	
⑮	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
生命保険料控除	円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
	介護医療保険料の計		円	
	60,000 円			
⑯	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
⑰～⑲	円		円	
⑰	⑰ 〇寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還)		⑱ 〇勤労学生控除 (学校名)	
⑲	〇ひとり親控除			
⑳	フリガナ	オオツ ジロウ	障害の程度	精神 〇身体 1 級 度
障害者控除	1 氏名	大津 二郎		
	2 氏名		障害の程度	精神 身体 療育 級 度
㉑～㉒	配偶者 フリガナ	オオツ ハナコ	生年月日	明大 昭平 34・3・25
配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	大津 花子	配偶者の合計所得金額	150,000 円
	個人番号	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉓	フリガナ	オオツ イチロウ	生年月日	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 子
扶養控除	1 氏名	大津 一郎	明大 昭平 63・6・15	除額 33 万円
	個人番号	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 子	除額 45 万円
除	2 氏名	大津 美樹	明大 昭平 11・1・3	除額 45 万円
	個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 母	除額 45 万円
除	3 氏名	大津 春子	明大 昭平 9・9・15	除額 45 万円
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居 続柄	除額 万円
16 歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 氏名	大津 二郎	平・令 18・1・2	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 子
	個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居 続柄	除額 万円
2	氏名		平・令 . .	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居 続柄
	個人番号			除額 万円
3	氏名		平・令 . .	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居 続柄
	個人番号			除額 万円
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名・住所を記入してください。				扶養控除額の合計 123 万円
㉔	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円
	円	円	円	円
㉕	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円
医療費控除	142,000 円	0 円		

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☒ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

収入金額等	事業	事業等	ア		
		農業	イ	240,250	
	雑	不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	2,600,875	
		公的年金等	キ	1,800,428	
			業務	ク	
			その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ	
長期	サ				
一時	シ				
2 所得金額	事業	事業等	①		
		農業	②	30,000	
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥	1,640,000		
	雑	公的年金等	⑦	1,075,321	
		業務	⑧		
		その他	⑨		
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	1,075,321	
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫	2,745,321		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	311,530		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	70,000		
	地震保険料控除	⑯	25,000		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱	0,000		
	勤労学生、障害者控除	⑲～ ⑳	53 0,000		
	配偶者（特別）控除	㉑～ ㉒	33 0,000		
	扶養控除	㉓	1,23 0,000		
	基礎控除	㉔	43 0,000		
	⑬から㉔までの計	㉕	2,926,530		
	雑損控除	㉖			
	医療費控除	㉗	42,000		
合計 (㉕ + ㉖ + ㉗)	㉘	2,968,530			

※所得金額調整控除を引いた後の金額を記入してください。
(所得金額調整控除については8ページの参考をご覧ください。)

▶給与収入850万円超で、所得金額調整控除の適用がある場合は、下部「所得金額調整控除(給与収入850万円超で要件に該当)」欄の右に○をつけてください。

※所得のなかった方は、「0」と記入してください。

該当する場合は○をつけてください。

寄附金控除	有
セルブティックション税制	有
上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択	有
所得金額調整控除 (給与収入850万円超で要件に該当)	有

収入金額等および所得金額(申告書裏面の明細も記入してください。)

- 収入金額…令和3年中に収入することが確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。)を記入してください。
- 必要経費…収入を得るために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業にかかる租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費および青色申告特別控除額等を差し引いた金額 (給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額、所得金額調整控除を、公的年金等にかかる雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額) を記入してください。

①営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得または自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等)などから生じる所得(農業以外の事業から生じる所得)を記入してください。※収支内訳書を添付してください。															
②農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。															
③不動産	地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。															
④利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得を記入してください。 次の所得については課税されないため、申告する必要はありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得															
⑤配当	令和3年中に法人から受ける利益の配当、出資にかかる剰余金の配当、基金利息ならびに投資信託(公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く)および特定目的信託の収益の分配等にかかる所得について、下記の表のとおり申告してください。 申告する場合、申告書裏面の「14 配当割額または株式譲渡割額の控除に関する事項」欄に控除額を記入し、分離課税を選択した場合は「市民税・県民税申告書(分離課税用)※」も添付してください。 ※必要な方は市民税課まで申し出てください。 ①上場株式等の配当等(特定配当等) 住民税5%が配当割として特別徴収(所得税は15.315%の源泉徴収)されている場合は、申告が不要となっています。 申告する場合は、総合課税または分離課税を選択し、算出された所得割額から配当割額が控除、精算されます。 分離課税を選択した場合、上場株式等にかかる譲渡損失の金額との損益通算ができますが、配当控除は適用されません。(表1) 申告された所得は、「扶養控除」「均等割非課税」等を判定する合計所得金額に含まれることとなります。 ②非上場株式の配当および大口株主に対する配当 所得税と異なり、金額の多少にかかわらず総合課税の対象となりますので、少額配当についても申告が必要です。 ●配当所得の申告要否など(イメージ図) <pre> graph TD A[非上場株式の配当 所得税20.42% 源泉徴収] --> B[申告は必要 市民税・県民税の申告は金額の大小問わず必要] C[上場株式の配当] --> D[大口株主 所得税 20.42%源泉徴収] C --> E[大口以外 住民税 5%特別徴収 所得税 15.315%源泉徴収] D --> B E --> F[申告するかどうか選択可能 申告しない 申告する] F --> G[総合課税または分離課税を選択(表1)] </pre> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>総合課税または分離課税を選択(表1)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>市民税・県民税 所得税</th> <th>株式譲渡損失との 損益通算</th> <th>配当控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合課税</td> <td>10%</td> <td>5.105~45.945%</td> <td>不可</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>分離課税</td> <td>5%</td> <td>15.315%</td> <td>可</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> ※上場株式等の配当所得および譲渡所得等の所得税と異なる課税方法の選択について 所得税の確定申告で「特定配当等の全部の申告不要」および「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」 以外の課税方法を選択する場合は、市民税・県民税申告書に加えて、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲 渡所得金額申告書」と、申出書にかかる必要書類を添付する必要があります。 詳しくは、大津市ホームページ「個人市・県民税 株式等にかかる配当所得等および譲渡所得等の課税方法に ついて」(https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/shimin/syotoku/28303.html)をご確認ください。		税率	市民税・県民税 所得税	株式譲渡損失との 損益通算	配当控除	総合課税	10%	5.105~45.945%	不可	あり	分離課税	5%	15.315%	可	なし
	税率	市民税・県民税 所得税	株式譲渡損失との 損益通算	配当控除												
総合課税	10%	5.105~45.945%	不可	あり												
分離課税	5%	15.315%	可	なし												

⑥給与

給与、賃金、賞与などを記入してください。[（給与の収入金額（カ）を必ず記入してください。）](#)
[給与所得金額の速算表](#)…給与等にかかる収入金額に応じて、次により計算します。

給与等の収入金額の合計額（円）	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額（円）	給与所得の金額	
～550,999	0円	1,628,000～1,799,999		$A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円
551,000～1,618,999	給与等の収入金額の合計額－550,000円	1,800,000～3,599,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）	$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
		3,600,000～6,599,999		$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	6,600,000～8,499,999	給与等の収入金額の合計額×90%－1,100,000円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000円			
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	8,500,000以上	給与等の収入金額の合計額－1,950,000円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000円			

給与所得者で勤務先から源泉徴収票を交付されている方は申告書に添付して提出してください。

①給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方がある場合に適用できる所得金額調整控除（上限100,000円）
給与所得および公的年金等にかかる雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。
※所得金額調整控除＝給与所得（上限 10 万円）＋公的年金等にかかる雑所得（上限 10 万円）－10 万円

②給与収入が850万円を超える場合に適用できる所得金額調整控除（上限150,000円）
給与等の収入金額が850万円を超えており、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

(1) 特別障害者に該当する

(2) 23歳未満の扶養親族を有する

(3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する

(4) 特別障害者である扶養親族を有する

※所得金額調整控除＝（給与収入金額－850万円）× 0.1

⑦雑（公的年金等）

公的年金等（恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。[ただし、障害年金、遺族年金は除きます。](#)）から生じる所得を記入してください。[（公的年金等の収入金額（キ）を必ず記入してください。）](#)
[公的年金等にかかる雑所得金額の速算表](#)…公的年金等の収入金額に応じて、次により計算します。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（円）	公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 （昭和32.1.2以降生）	～1,300,000	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,001～4,100,000	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001～7,700,000	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001～10,000,000	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳以上 （昭和32.1.1以前生）	～3,300,000	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,001～4,100,000	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001～7,700,000	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001～10,000,000	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

⑧雑（業務）
⑨雑（その他）

業務・その他の雑所得＝収入金額－必要経費
副業から生じる所得（原稿料、シェアリングエコノミーにかかる所得等）を雑（業務）に、個人年金、互助年金などから生じる所得を雑（その他）にそれぞれ記入してください。
※申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に明細を記入してください。

⑩総合課税の譲渡
一時

船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。
長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合
短期譲渡に該当するもの…保有期間 5年以内で譲渡した場合
「特別控除額」は、最大 50 万円（特別控除前の金額が限度）ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。

生命保険等の満期保険金、賞金、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。
「特別控除額」は、最大 50 万円（特別控除前の金額が限度）です。
※申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。

一時所得の金額＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額
上記「一時所得の金額」の2分の1を、総所得金額に計上します。

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和3年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険料、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料などです。 ※生計を一にする配偶者その他の親族の公的年金から天引きされている介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料については、社会保険料控除の対象とはなりません。 ※国民年金保険料については、領収書等支払証明書が必要です。																								
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和3年中に小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）、都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済事業にかかる掛金または確定拠出年金の掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 ※掛金の額と氏名を証する書類が必要です。																								
⑮生命保険料控除	令和3年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料を支払った場合およびあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。平成25年度から控除額等が見直されましたので、新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類が必要です。 <table><thead><tr><th colspan="2">新契約 (一般生命保険料(新)、個人年金保険料(新)、介護医療保険料)</th><th colspan="2">旧契約 (一般生命保険料(旧)、個人年金保険料(旧))</th></tr><tr><th>支払金額(円)</th><th>控除額</th><th>支払金額(円)</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～12,000</td><td>全額</td><td>1～15,000</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,001～32,000</td><td>支払金額の1/2+6,000円</td><td>15,001～40,000</td><td>支払金額の1/2+7,500円</td></tr><tr><td>32,001～56,000</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td><td>40,001～70,000</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr><tr><td>56,001～</td><td>28,000円</td><td>70,001～</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table> 生命保険料控除額は、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額です。（限度額 70,000円） 一般生命保険料および個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、新旧それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計（限度額 28,000円）、または旧契約のみの控除額（限度額 35,000円）のいずれか大きい金額が控除額となります。	新契約 (一般生命保険料(新)、個人年金保険料(新)、介護医療保険料)		旧契約 (一般生命保険料(旧)、個人年金保険料(旧))		支払金額(円)	控除額	支払金額(円)	控除額	1～12,000	全額	1～15,000	全額	12,001～32,000	支払金額の1/2+6,000円	15,001～40,000	支払金額の1/2+7,500円	32,001～56,000	支払金額の1/4+14,000円	40,001～70,000	支払金額の1/4+17,500円	56,001～	28,000円	70,001～	35,000円
新契約 (一般生命保険料(新)、個人年金保険料(新)、介護医療保険料)		旧契約 (一般生命保険料(旧)、個人年金保険料(旧))																							
支払金額(円)	控除額	支払金額(円)	控除額																						
1～12,000	全額	1～15,000	全額																						
12,001～32,000	支払金額の1/2+6,000円	15,001～40,000	支払金額の1/2+7,500円																						
32,001～56,000	支払金額の1/4+14,000円	40,001～70,000	支払金額の1/4+17,500円																						
56,001～	28,000円	70,001～	35,000円																						
⑯地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約などのために、あなたが令和3年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等にかかる保険料を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除を受けることができます。地震保険料と旧長期損害保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類が必要です。 <table><thead><tr><th colspan="2">地震保険料</th><th colspan="2">旧長期損害保険料</th></tr><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th><th>支払金額(円)</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">一律</td><td rowspan="3">支払った保険料の1/2 (限度額 25,000円)</td><td>1～5,000</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,001～15,000</td><td>支払った保険料の1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td>15,001～</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table> 地震保険料の旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額（ただし、限度額 25,000円） 旧長期損害保険：保険期間等の満了後、返戻金を支払う旨のある契約、保険期間等が10年以上のもの。 (注) ある一つの損害保険契約等またはある一つの長期損害保険契約等が、地震保険料と旧長期損害保険料の保険契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみ該当するものとして控除額を計算します。	地震保険料		旧長期損害保険料		支払金額	控除額	支払金額(円)	控除額	一律	支払った保険料の1/2 (限度額 25,000円)	1～5,000	全額	5,001～15,000	支払った保険料の1/2 + 2,500円	15,001～	10,000円								
地震保険料		旧長期損害保険料																							
支払金額	控除額	支払金額(円)	控除額																						
一律	支払った保険料の1/2 (限度額 25,000円)	1～5,000	全額																						
		5,001～15,000	支払った保険料の1/2 + 2,500円																						
		15,001～	10,000円																						
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除	令和3年12月31日現在、あなたが婚姻していないまたは配偶者の生死の明らかでない方で、次の(1)～(3)のすべてに該当する場合、30万円のひとり親控除を受けることができます。 (1) 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する (2) 合計所得金額が500万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫または妻)がいない ひとり親控除に該当しない場合で、令和3年12月31日現在、あなたが次のいずれかに該当する場合、26万円の寡婦控除を受けることができます。 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次のA～Cの要件を満たしている方 A 合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有している B 合計所得金額が500万円以下である C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫)がいない ロ 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で次のA,Bの要件を満たしている方 A 合計所得金額が500万円以下である B 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届の夫)がいない																								
⑲勤労学生控除	令和3年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和3年中の所得が75万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。 ※学生証が必要です。																								

⑳障害者控除

令和3年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの人が特別障害者の場合には、1人につき30万円、同居特別障害者の場合には、1人につき53万円）の障害者控除を受けることができます。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳
特 別 障 害 者	1 級・2 級	A 1・A 2	1 級	特別項症から第3項症
そ の 他 障 害 者	3 級以下	B 1・B 2	2 級・3 級	第4項症以下

※上記の手帳をお持ちでない方でも、市内在住の65歳以上の方で次の条件に当てはまり、市が交付する **障害者控除対象者認定書**があれば障害者控除を受けられる場合があります。

要介護・要支援認定（要支援2以上）を受けておられる方で

①知的障害者に準ずる障害がある方（認知症の高齢者） ②加齢に伴う身体機能の低下により、寝たきり状態にある方（認定書の申請およびお問い合わせは、大津市長寿政策課☎077-528-2741までお願いします。）

㉑配偶者控除
同一生計配偶者
㉒扶養控除・16歳未満の
扶養親族(控除対象外)

配偶者および扶養親族とは、令和3年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者や親族で、令和3年中の所得が48万円以下（給与収入で103万円以下）の方です。

あなたの所得が1,000万円以下で、かつ、配偶者の所得が48万円以下の場合は配偶者控除を受けることができます。あなたの所得が1,000万円超で、配偶者の所得が48万円以下のときには同一生計配偶者欄にチェックしてください。また、扶養親族の所得が48万円以下の場合は、扶養控除を受けることができます。

年途中で死亡された方は含みますが、事業専従者は含みません。

海外居住者を控除対象配偶者および扶養親族とする場合は、親族関係書類および送金関係書類が必要です。

●配偶者控除額

	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額		
配偶者の年齢	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
70歳未満(控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円
70歳以上(老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円

●扶養控除額

(被扶養者の所得が 48 万円以下の場合に下記扶養控除が適用できます。給与収入のみであれば 103 万円、公的年金収入のみであれば、65 歳以上の方は 158 万円以下、65 歳未満の方は 108 万円以下。)

区分	控除額	●扶 養 親 族 … 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 48 万円以下の方をいいます。なお平成 18 年 1 月 2 日以降に生まれた方は、扶養控除額はありません。(年少扶養)
年少(平成18年1月2日以降に生まれた方)	0 円	●老人扶養親族 … 扶養親族のうち、年齢が 70 歳以上の方をいいます。
一般(平成18年1月1日以前に生まれた方)	33 万円	
特定(平成11年1月2日～平成15年1月1日に生まれた方)	45 万円	
老人(昭和27年1月1日以前に生まれた方)	38 万円	
同居老親等	45 万円	●同居老親等 … 老人扶養親族のうち、所得者またはその配偶者(以下、「所得者等」といいます。)の直系尊属(父母や祖父母などをいいます。)で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている方をいいます。

㉓配偶者特別控除

あなたの所得が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族とされた配偶者および事業専従者を除く。)がある場合で、配偶者の所得が48万円を超え133万円以下のときは、配偶者特別控除を受けることができます。対象者の個人番号も記入ください。

	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

㉔基礎控除

合計所得金額によって控除額が異なります。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

税額控除 (寄附金控除)

都道府県、市町村または特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等に対して合計額が2千円を超える寄附を行った場合、申告することにより下記の基本控除部分と特例控除部分の合計が税額から控除されます。
申告書1枚目表面の「寄附金控除有」を○で囲み、「裏面15寄附金に関する事項」に寄附金額を記入してください。
※都道府県、市町村または特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等が発行する領収書等が必要です。
※所得税の確定申告または、市民税・県民税申告書を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用することができません。

基本控除部分	^{※1} $(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ ^{※1} 総所得金額等の合計額の30%が上限
特例控除部分 ^{※2} (都道府県、市町村または特別区への寄附金のうち、特例控除対象のみ)	$(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{右記表の割合}$ ^{※2} 市民税・県民税所得割額の20%が上限

課税総所得金額-人的控除差調整額(円)	割合
0 ~ 1,950,000	100分の84.895
1,950,001 ~ 3,300,000	100分の79.79
3,300,001 ~ 6,950,000	100分の69.58
6,950,001 ~ 9,000,000	100分の66.517
9,000,001 ~ 18,000,000	100分の56.307
18,000,001 ~ 40,000,000	100分の49.16
40,000,001 ~	100分の44.055

・人的控除差調整額とは、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差の合計額のことです。
・課税山林所得の分離課税に係る譲渡所得等の所得がある場合は左記の表とは別の割合を用いて計算します。

なお、上記表は、市民税・県民税の合計額です。
市民税からの控除額は上記の5分の3、県民税は5分の2となります。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

区 分	市民税割合	県民税割合
配当割額または株式等譲渡所得割額	5分の3	5分の2

上場株式等の配当またはその売却益について『配当割』または『株式等譲渡所得割』として5%の税率で特別徴収(源泉徴収)されている方が申告した場合は所得割により課税し、所得割額から『配当割額』または『株式等譲渡所得割額』を控除し、精算します。

なお、控除しきれなかった配当割額等(控除不足額)は均等割額または未納にかかる地方団体の徴収金に充当もしくは還付されます。

「裏面14配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に記入してください。

参考 合計所得金額とは

合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等にかかる所得など)、配当所得、不動産所得などの「所得金額」を合計した金額(純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)のことをいいます。

なお、土地・建物の譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。

※土地・建物の譲渡所得など、分離課税の所得について特別控除適用前の所得金額で計算します。

※分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

※上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

※上場株式等の配当所得や、上場株式等の譲渡所得、先物取引にかかる雑所得等は、損失の繰越控除を適用する前で計算します。

参考 総所得金額等とは

総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失または雑損失の繰越控除を適用した後の金額のことをいいます。

純損失、雑損失等の繰越控除がない場合は、合計所得金額と同額になります。

参考 所得金額調整控除について

給与所得を計算する際、要件に該当する場合、所得金額調整控除を差し引くことができます。所得金額調整控除の要件、計算方法については、4ページの⑥給与をご覧ください。

なお、計算の順序等については、下記の例を参考にしてください。

① 給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方がある場合に適用できる所得金額調整控除(上限100,000円)

(例) 給与収入150万円、公的年金等の収入額115万円の令和3年12月31日時点65歳以上の方

【所得金額調整控除前】

給与所得 1,500,000円 - 550,000円 = 950,000円(A)

公的年金等にかかる雑所得 1,150,000円 - 1,100,000円 = 50,000円(B)

所得金額調整控除額

給与所得金額(A)(上限100,000円)	+	公的年金等にかかる雑所得(B)(上限100,000円)	-	100,000円
100,000円	+	50,000円	-	100,000円
= 50,000円(C)				

【所得金額調整控除後】

給与所得 (A) - (C) = 900,000円

② 給与収入が850万円を超える場合に適用できる所得金額調整控除(上限150,000円)

(例) 給与収入が900万円の場合

【所得金額調整控除適用無し】

給与収入 9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円

給与所得 7,050,000円

【所得金額調整控除適用有り】

給与収入 9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円(A)

所得金額調整控除額(9,000,000円 - 8,500,000円) × 0.1 = 50,000円

給与所得 (A) - 50,000円 = 7,000,000円